

衆議院経済産業委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月7日（金）、第9回の委員会が開かれました。

- 1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）
 - ・西村国務大臣、星野内閣府副大臣、小林環境副大臣、井野防衛副大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。（質疑者）山崎誠君（立憲）、阿部知子君（立憲）、神津たけし君（立憲）、足立康史君（維新）、前川清成君（維新）、笠井亮君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

山崎誠君（立憲）

原子力基本法の改正

- ア 原子力基本法を改正しなければGXの推進ができない理由
- イ 内閣府と資源エネルギー庁との協議内容
- ウ 草案の作成を行った部署
- エ 所管大臣である高市国務大臣から内閣府へ出された改正案に係る指示内容
- オ 国の責務の規定を設けた意義
- カ 原子力利用に関する基本的施策の具体的な内容
- キ 西村国務大臣と高市国務大臣との協議内容及びその議事録の有無

阿部知子君（立憲）

（1） 本法律案の検討経緯

- ア 内閣府HPに掲載されている原子力規制委員会設置法案の概要において、原子力安全のための規制として「運転期間の制限」が記載されていることに対する認識の確認
- イ 原子炉等規制法に規定する運転期間について改定の要否についての山中原子力規制委員会委員長の見解
- ウ 原子炉等規制法の改正については環境大臣が閣議請議する必要性
- エ 原子炉等規制法の改正について環境大臣から閣議請議を行わなかった理由
- オ 原子力規制庁とのやりとりにおいて使用された「規制委が主請議・提案者とならない法構成が必要」と記載された資源エネルギー庁作成のメモに対する西村国務大臣の認識
- カ 本法律案を「東ね法案」として検討するという考えを西村国務大臣が共有した時期
- キ 昨年8月29日に原子力規制庁が環境省に示した資料に対する西村国務大臣の認識
- ク 本法律案に係る政務側の協議の経緯
- ケ 本法律案改正検討に係る議事録等の資料を公開する必要性
- コ 昨年9月1日の原子力規制庁の人事異動に関する決裁権者
- サ 原子力規制委員会と原子力規制庁の適切な関係に関する山中原子力規制委員会委員長の見解

（2） 旧一般電気事業者によるカルテル問題

- ア 公正取引委員会から指摘されるような事態が進行していたことに対する経済産業省の把握状況
- イ 事業者の適格性について経済産業省として厳しく臨む必要性

神津たけし君（立憲）

- (1) 本法律案によって再生可能エネルギー発電が大幅に増加する可能性
- (2) 原子力発電の運転期間
 - ア 運転期間に関する規律を原子炉等規制法から電気事業法に移す理由
 - イ 運転期間に関する規律の整備を電気事業法で行うことにより安全が強化される可能性
 - ウ 運転期間延長についての科学的根拠
 - エ 運転を 60 年以上継続することに対する科学的根拠
 - オ 運転期間延長を撤廃した場合における原子力規制委員会の対応
 - カ 運転期間に運転停止期間を上乗せすることについて原子力規制委員会において十分な議論を行った事実の有無
 - キ 60 年超の運転を含む新たな規制制度について原子力規制委員会が多数決で決定した理由
- (3) 原子力災害時の避難計画における周辺住民の被爆の許容性
- (4) 原子力発電所への攻撃と警備・防衛体制
 - ア 原子力発電所へのミサイル及びドローン攻撃に対する迎撃可能性
 - イ ドローン攻撃に備えた自衛隊の配備状況
 - ウ ドローン攻撃に対する自衛隊の独自判断による対処可能性
 - エ ドローン攻撃に対処するために必要な時間
 - オ 水中ドローンに対する海上保安庁の準備状況

足立康史君（維新）

- (1) 本法律案改正に携わる職員体制
- (2) 原子力利用に当たっての地域等の責務の在り方
- (3) 本法律案における原発の運転期間の規定及びその検討過程
- (4) 本法律案の附則第 18 条第 3 項における原子炉等規制法の検討規定の趣旨

前川清成君（維新）

- (1) 我が国における原子力発電の見通し
- (2) 岸田内閣において原子力発電についての政策方針を転換した理由
- (3) 再生可能エネルギー
 - ア 我が国における発電可能量及び環境省が公表している発電可能量の確認
 - イ 再生可能エネルギーの発電可能量を利用して水素やアンモニアを作る必要性
 - ウ 原子力発電よりも洋上風力発電の方が低コストである可能性及び洋上風力発電への投資を行う必要性
 - エ 洋上風力発電事業の公募の入札ルールにおいて発電量の上限が 100 万 kW に制限された理由
- (4) 使用済核燃料
 - ア 長期間にわたる管理可能性
 - イ 再処理工場の完成に向けた見通し
 - ウ 長期間管理による原子力発電の経済的合理性の有無
 - エ 使用済み核燃料の再処理によって高速炉を稼働させるとの現実目標が楽観的であるとの指摘についての西村国務大臣の見解

笠井亮君（共産）

- 本法律案に関連した資源エネルギー庁と原子力規制庁との情報交換
- ア 資源エネルギー庁作成の面談記録の公開の在り方

- イ 資源エネルギー庁作成の面談記録の有無
- ウ 所管外の資源エネルギー庁が原子炉等規制法改正案のイメージを作成することの是非
- エ 原子炉等規制法の所管省庁
- オ 原子炉等規制法改正案のイメージを資源エネルギー庁が作成したことについて経済産業大臣が調査を行う必要性
- カ 面談記録が行政文書に該当するかについて経済産業大臣の認識
- キ 2018年4月の逢坂衆議院議員提出の行政文書に係る質問主意書に対する答弁書の内容
- ク 資源エネルギー庁と原子力規制庁において面談記録の取扱いが異なる理由
- ケ 面談記録を公開する必要性